

PRESS RELEASE

2012 年 2 月 28 日 **郵便事業株式会社**

過払料金の返還条件の変更

郵便事業株式会社(東京都千代田区、代表取締役社長 鍋倉 眞一)は、平成 24 年 2 月 29 日 (水)から、郵便切手による料金支払に関する過払料金の返還条件を、次のとおり変更します。

1 変更内容

郵便切手による料金支払に関する過払料金の返還について、過払額が 1,000 円以上であるときは、郵便切手又は郵便葉書(国際郵便の場合は、郵便切手、郵便葉書、国際郵便葉書又は航空書簡)のみにより返還することとします。(現金による返還は行いません。)

2 実施日

平成24年2月29日(水)

(参考)

(1) 郵便物等

(1) 21213 3	
現行	改正概要
過払料金は、1年以内にその料金を支払った者か	過払料金は、1年以内にその料金を支払った者か
らの請求があった場合に、現金又は郵便切手若しく	らの請求があった場合に、現金又は郵便切手若しく
は郵便葉書で返還します。	は郵便葉書で返還します。
	ただし、郵便切手で料金が支払われた場合であっ
	て、過払額が 1,000 円以上であるときは、上記にかか
	わらず、郵便切手又は郵便葉書で返還します。

(2) 国際郵便物

現行	改正概要
過払料金は、1年以内にその料金を支払った者か	過払料金は、1年以内にその料金を支払った者か
らの請求があった場合に、現金又は郵便切手、郵便	らの請求があった場合に、現金又は郵便切手、郵便
葉書、国際郵便葉書若しくは航空書簡で返還しま	葉書、国際郵便葉書若しくは航空書簡で返還しま
す。	す。
	ただし、郵便切手で料金が支払われた場合であっ
	て、過払額が 1,000 円以上であるときは、上記にかか
	わらず、郵便切手、郵便葉書、国際郵便葉書又は航
	空書簡で返還します。